

企画競争実施の公示

令和2年10月16日（金）

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

関東運輸局観光部長 只松 二三男

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「ナイトタイム・モーニングタイム観光振興推進事業（欧米豪をターゲットとした純広告（オフライン））」

(2) 業務内容 別紙「仕様書(企画提案用)」による

(3) 履行期限 令和3年3月19日（金）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東運輸局における役務の提供等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けており、3.(3)の期限までに資格審査決定通知書(写)の提出ができること。

(3) 関東運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) ワーク・ライフ・バランスの趣旨を理解し、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいること

3. 手続等

(1) 担当部課

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎18階

関東運輸局観光部国際観光課

電話：045-211-7273

(2) 説明書、仕様書(企画提案用)、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(以下、「WLB適合状況」という。)の交付期間、場所及び方法

令和2年10月16日（金）から令和2年10月23日（金）まで、(1)に同じ。

または、関東運輸局ホームページ上からのダウンロード。

(関東運輸局ホームページアドレス：

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/soumu/kaikai/bid/kikaku_kyousou/index.html)

(3) 企画提案書、WLB適合状況の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年10月26日（月）17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)、又は次のメールアドレスへ送信。

(E-mail：ktt-kokusai@mlit.go.jp)

※持参、又は郵送でご応募いただく場合は、企画提案書正本1部、同内容で法人名及びそれに係る情報を伏した無記名企画提案書6部、資格審査決定通知書(写)1部を提出願います。また、電子メールでご応募いただく場合は、企画提案書正本及び資格審査決定通知

書(写)を取り込んだ上で、5MB以下の容量にするとともに、無記名企画提案書についても5MB以下の容量による別メールにて提出すること。送信後に上記の担当課あて電話連絡を必ずお願いします。

(4) 説明会の日時及び場所等

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 特定されなかった提案書は原則返却する。ただし、メールにて提出された提案書又は返却を希望しない旨を提出する際に申し出た提案書は返却しない。

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」といい、再委託先が委託先の子会社や関連会社である場合も含む。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。また、承諾後、必要に応じ、再委託に係る経費についての領収書、明細書等の写しの提出を求める場合がある。

(11) 4. (10)の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

(12) 4. (10)のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(13) 受注者は4. (10)の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、4. (11)の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(14) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、関東運輸局及び連携先に帰属する。

(15) その他の詳細は説明書による。